

八戸市農業委員会 11 月総会議事録

日時：令和5年11月10日（金）午後2時30分

場所：八戸市農業経営振興センター多目的研修室

出席委員

農業委員 19 名中 19 名

1 番 坂本 俊之 出	2 番 澤向 敏一 出	3 番 内沢 豊 出	4 番 外館 政博 出
5 番 明戸 政勝 出	6 番 坂下 国男 出	7 番 馬場 豊 出	8 番 松橋 剛志 出
9 番 森 光男 出	10 番 中村 正記 出	11 番 阿達 福壽 出	12 番 三浦 豊 出
13 番 田名部 浩 出	14 番 谷地 秀典 出	15 番 木村 武美 出	16 番 寺沢 和則 出
17 番 加藤 浩幸 出	18 番 籠田 悦子 出	19 番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 21 名

1 番 木村 弁一 出	2 番 鈴木 朋弥 出	3 番 河原木 一実 出	4 番 在家 寛人 出
5 番 上村 隆雄 出	6 番 上野 輝彦 出	7 番 赤坂 力雄 出	8 番 永田 章彦 出
9 番 三浦 勝浩 欠	10 番 山田 貴光 出	11 番 齋藤 正人 出	12 番 下館 敏 出
13 番 梅津 孝敏 出	14 番 橘 由正 出	15 番 磯嶋 榮助 出	16 番 岩崎 聖山 出
17 番 谷川 幸雄 出	18 番 西 国彦 出	19 番 松石 香織 出	20 番 上明戸 桂 出
21 番 村上 正人 出	22 番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）中里 紀文、 農政GL 山崎 真史、
主幹 柏村 幸、主事 若佐谷 龍太、主事 宮本 朋佳

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、三浦勝浩推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 45 号、令和 5 年度第 10 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、中村農業委員、河原木推進委員及び上村推進委員、議案第 47 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認につきましては、籠田会長が当事者となっている事案がございます。

中村農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

籠田会長におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の審議の際、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

また、河原木推進委員及び上村推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、寺沢和則委員の御発声に続いてお願いいたします。

寺沢委員

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は御多忙の中御出席頂きましてありがとうございます。私事ではございますが、昨日、八戸市功労者・善行者表彰式で功労者として表彰状を頂いて参りました。農業委員として荣誉ある賞を頂きましたのも、皆様とともに歩んでくることができたからだと思っております。皆様には心から感謝申し上げます。ありがとうございます。これからも、皆様のお力添えを頂きながら今まで以上に努力して参りたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議頂きますよう宜しくお願いいたします。

会長

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、9 番 森 光男 委員、11 番 阿達 福壽 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

会長

次に、日程第 2、議案第 44 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

鈴木委員

鈴木から報告いたします。去る 10 月 30 日、田名部農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 30 番を調査してまいりました。資料の 1 ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 30 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約 3 k m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。受人は相続税の納税猶予の適用を受けておりますが、影響はありません。その他、年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人、女 3 人で、うち農業専従者は男 1 人、女 1 人、兼業者は女 1 人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各 1 台を所有しております。刈り取りと乾燥作業については、知人の専業農家に委託するとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

谷川委員

谷川から報告いたします。去る 10 月 30 日、松橋農業委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 31 番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 31 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親戚です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、トマト、きゅうり、ズッキーニ、なす、カリフラワーです。受人は 65 歳以上ですが、甥が後継者と

しております。申請者の過去３年間に於ける農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約５ｍ、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は５年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人で、農業専従者です。農機具保有状況は、耕運機、草刈機各２台、軽トラック１台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第３

会長

次に、日程第３、議案第４５号、令和５年度第１０号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、中村農業委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第３１条第１項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、中村農業委員は退室をお願いいたします。

(中村委員退室)

会長

それでは、中村農業委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第 45 号、令和 5 年度第 10 号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の 3 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借 53 件、使用貸借 2 件の計 55 件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手 54 名、貸し手 55 名で、利用権設定面積は、合計 177,464 m²でございます。

それでは、まず、中村委員が関係する事案を説明いたします。

資料の 10 ページをお開き願います。

利用集積 44 番

番号 44 番は、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として、集積計画一括方式により農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。

なお、この案件は下長の谷地田地区で行われる、農地中間管理機構関連農地整備事業に関連する貸借となります。

県が主体となり、令和 6 年度から令和 11 年度の 6 年間の工期で、区画整理工事 42.2 ha、暗渠排水工事 41.7ha の圃場整備を行う事業で、自作地を含む地区内の全ての農地について、15 年間以上の農地中間管理権を設定することが要件とされているため、自作地につきましては、借り手と貸し手が同一となっております。

該当地区の総地権者数は 137 名、総契約数は 156 件で、今月から令和 6 年 2 月にかけて順次、地区内の全ての農地について、利用集積計画を作成する予定でございます。

公告年月日は、令和 5 年 11 月 16 日を予定しております。

	以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御異議なしと認めます。 よって本事案は承認することに決しました。 中村農業委員の入室をお願いいたします。 (中村委員入室)
会長	それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。
柏村主幹	引き続き、事務局の柏村から説明いたします。資料の３ページをお開き願います。 借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。
利用集積１番、２番	番号１番から番号２番は同一の借り手によるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号１番は６年４か月間、番号２番は６年５か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
利用集積３番	番号３番、利用権の種類及び内容は、大豆と麦を作付けするために、３年間賃

	貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,000 円でございます。
利用集積 4 番	番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
利用集積 5 番	番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 6 番	番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
	資料の 4 ページをお開き願います。
	番号 7 番から資料 12 ページの番号 55 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 7 番	番号 7 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 9 か月間使用貸借するものでございます。
利用集積 8 番～55 番	番号 8 番から資料 12 ページの番号 55 番までは、下長の谷地田地区で行われる、農地中間管理機構関連農地整備事業に関連する案件となります。事業概要につきましては、先程御説明いたしましたとおりでございます。
	借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具所有状況は資料に記載のとおりでございます。
	公告年月日は、令和 5 年 11 月 16 日を予定しております。
	以上、説明を終わります。
会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑等なしと認めます。
	委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 46 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用

会長

許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告します。去る 10 月 30 日、松橋委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 19 番を調査してまいりました。資料の 13 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5 条 19 番

調査には、受人は代理人が、渡人は親子 2 人の共有ですが、親は子に委任したため子 1 人が出席しました。両者の関係は、親族です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 5 月 31 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。国指定名勝種差海岸指定区域内にあり、文化財保護法に基づく許可が必要ですが事前相談済みです。被害防除措置として、申請地北側と東側及び西側の一部に擁壁を設置した上で、申請地北西側を盛土し、南西側を切土します。駐車場とする部分を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市南浜児童館の北西側約 150m に位置し、畑に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年

金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

松橋委員

松橋から報告します。去る 10 月 30 日、田名部委員と市庁本館地下会議室 A において、番号 20 番を調査してまいりました。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5 条 20 番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、F I T 法によらない太陽光発電設備設置です。実施計画は、令和 5 年 11 月 16 日から令和 6 年 2 月 29 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市町畑小学校から南西側約 750m に位置し、畑、宅地、原野、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 2 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5

会長

次に、日程第 5、議案第 47 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを議題といたしますが、本議案の中には、法人の役員として私が当事者となっている事案がございます。これは、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定の議事参与の制限に該当しますので、本議案に係る議事進行は、馬場会長職務代理者をお願いし、私は退室したいと存じます。

馬場会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会長退室)

会長職代

それでは、私が議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局から説明をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から、議案第 47 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の要件適合性の確認についてを御説明いたします。

はじめに、総会資料とは別にお配りしております、「議案第 47 号参考資料」と記載されている資料を御覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項の規定により、毎年、権利を有する農地等の所在市町村の農業委員会に、事業の状況等を報告することとなっており、農業委員会では、その報告を基に、農地所有適格法人の要件について審査を

行うこととなっております。

農地所有適格法人の要件でございますが、

1、組織形態要件として、法人の組織形態が会社法人である株式会社など、又は農事組合法人であること、

2、事業要件として、直近する3か年の農業に係る売上高が、事業全体の売上高の過半を占めていること、

3、構成員・議決権要件として、農業関係者が総議決権の2分の1を超えていること、

4、役員要件として、役員の過半の者が、その法人の農業常時従事者であり、かつ、役員又は重要な使用人のうち1人以上が農作業に原則年間60日以上従事する者であること、となっており、これらの要件を全て満たしている必要があります。

それでは、資料の15ページを御覧ください。

今回の確認対象は、資料の16ページにわたる計18法人で、昨年度からの法人数の増減はありません。番号7番と番号18番の法人は法定期限に遅れての報告書提出となりましたが、他の16法人は法定期限内に報告書が提出されております。各法人の組織形態要件、事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件は資料に記載のとおりでございます。資料16ページの番号13番の法人につきましては、意思表示等により事実上は事業として農業から撤退しておりますが、当該法人は農地を所有しているため、その農地が第三者に所有権移転されなければ完全に撤退したことにはならず、農地所有適格法人としての報告義務があることから確認対象となっております。事業要件、構成員・議決権要件及び役員要件を満たしておりません。農業委員会は、農地所有適格法人が要件を満たさなくなるおそれがある場合、その法人に対し必要な措置を講ずべきことを勧告することができますが、当該法人は講ずべき必要な措置として、農地を手放すため農業委員会にあつせん申し出書を提出しておりますので、勧告する必要はないものと判断できます。

審査の結果、番号13番の法人は農地所有適格法人の要件に不適合であるが勧

告不要の旨、番号 13 番以外の法人は、いずれも全ての要件を満たしていることが確認されておりますので、農地所有適格法人の要件に適合の旨、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明を終わります。

会長職代

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長職代

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

籠田会長の入室をお願いいたします。

(会長入室)

会長職代

それでは、議事進行を籠田会長にお返しいたします。

日程第 6

会長

次に、日程第 6、報告第 41 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

宮本主事

事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 10 月分でご

	ざいます。資料の 17 ページをお開き願います。 権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
相続等 130 番 ～157 番	今回の届出は、資料 17 ページの番号 130 番から資料 26 ページの番号 157 番までの計 28 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。 なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 18 ページの番号 133 番と資料 21 ページの番号 143 番と番号 144 番は有り、その他は無しとなっております。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 7 会長	次に、日程第 7、報告第 42 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
若佐谷主事	事務局の若佐谷から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 5 条農地転用届出の 10 月分でございます。 5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 27 ページを御覧願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条 88 番	番号 88 番、転用目的は現場事務所 1 棟、仮設トイレ 2 棟、物置 1 棟、資材置場及び工事用通路の設置でございます。

5条 89 番	番号 89 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 90 番	番号 90 番、転用目的は駐車場でございます。 次ページをお開き願います。
5条 91 番	番号 91 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 92 番	番号 92 番、転用目的は宅地分譲でございます。
5条 93 番	番号 93 番、転用目的は駐車場でございます。 次ページを御覧願います。
5条 94 番	番号 94 番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条 95 番	番号 95 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5条 96 番	番号 96 番、転用目的は共同住宅 2 棟建築でございます。 いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。 (なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第 8 会長	次に、日程第 8、報告第 43 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。 それでは、事務局から報告をお願いいたします。
宮本主事	事務局の宮本から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 10 月分でございます。資料の 31 ページをお開き願います。 賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
18 条 15 番、16 番	番号 15 番と番号 16 番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、

補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和5年11月16日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、大変お疲れ様でした。

(閉会 午後4時10分)